



調査情報 36号

保護者、地域住民の声は大切です！ しかし過剰な要求には管理職の毅然とした対応を求めます

1月19日、高教組は県教育委員会に「労働施策総合推進法の改正に伴う不当な要求をする保護者等への対応についての要求書」を提出し、2月3日に話し合いを持ちました。要求書の内容は、著しい迷惑行為や業務の範囲や程度を明らかに超える要求には、管理職は組織として対応し、苦情や要求等の事実関係を調査し、迅速かつ適切に教職員の救済を図ることとしたものです。一部の学校で、管理職が保護者等の不当な要求に屈し、教職員に責任転嫁されたとの相談が複数あったことを受け、法改正にあわせて要求したものです。

◎労働施策総合推進法＝ハラスメントの根絶

2025年6月、正式名称「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」等の一部が改正されました。この法は、2019年に、パワハラについて初めて直接規定した法律で、事業者にはパワハラ防止の措置義務を負わせています。今改定は「職場における顧客等の言動に起因する問題に事業主が講ずべき措置」いわゆるカスハラ対応です。

◎保護者・地域住民の声

＝教職員・学校への期待と願い

同法改正の主旨は、カスハラ対策ですが、高教組は、保護者・地域住民の声をカスハラとは考えていません。昨年の給特法改正の参議院附帯決議にも、県人事委員会勧告にもカスハラ対策を求めています。高教組とは少し立場が異なります。

保護者が、教職員に持ち込んだ一見不合理な苦情と捉えがちなものにも、よく聴けば、子どもの成長を願っての要求や、教職員や学校により良くあって欲しいという期待や願いからであることが多くあります。また、保護者や生徒、地域住民の声を丁寧に捉えることは、教職員・学校との信頼関係を高め、世論を動かし、教育条件整備に繋がるものがあると、高教組は捉えています。

例えば、高教組の賃金権利確定交渉時の要求でもありますが、体育館でのエアコン使用を授業や部活動でも可能とするよう県知事が予算計上したと発表したことは、保護者の声とも連携した成果です。

県教委の高校統廃合対象校発表を阻止したのも、高教組と地域住民、民主団体との連携の成果です。

◎過剰な要求には管理職の毅然とした対応を

しかしながら、残念なことに、一部に、事実に基づかない抗議や法外な要求（土下座、長時間居座り等）をする方々もいます。

教職員が、そのような状況に直面した際は、すぐに管理職に相談してください。県教育委員会との懇談の中で、教職員を守るのは管理職の職務等にふれており、労働施策推進法にも「労働者からの相談に応じ…労働者の就業環境を害する…言動への対応…必要な措置を講じなければならない」とあります。

管理職に相談しても対応してくれない、不当な要求の言いなりとなっているという場合は、高教組にご相談ください。



☆通勤の際の駐車場等の料金改定

26年4月から自動車駐車料金上限5,000円まで支給

11月の県教委との賃金権利確定交渉で決まっていたことですが、正式に通知が出ました。県立学校は、これまで校内に駐車しても駐車料金は取られていませんでしたが、一部、学校周辺の駐車場を借りていた方の負担が軽減されることとなります。

(1) 支給限度額の引上げ、限度額内で全額支給

区分	現 行	改 正
自動車	3,000円	5,000円
バイク	1,500円	3,000円
自転車	1,000円	2,000円

※複数の駐車場を利用する場合の合計支給限度額についても、6,000円から10,000円に。

(2) 支給要件から交通機関と交通用具の乗り継ぎ要件廃止

